

ケアマネジメントに関する基本方針の改定について

<p>現 行</p>	<p style="text-align: center;">～ 大曲仙北広域市町村圏組合 ケアマネジメントに関する基本方針 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」を具現化していくよう配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 尊厳の保持…高齢者等が自らの意思に基づいた生活を継続できること、本人の自己決定が尊重されること ↳ 自立支援…利用者の意思決定を支え、状況に即した身体・精神・社会・経済的な側面から総合的に支援すること ● 高齢者の心身の状況や置かれている環境、本人の希望を適切に把握し、介護保険サービスを含め、さまざまなサービス等を調整して個別性の高い自立支援に資するサービスを、総合的・効率的・計画的に提供すること。
<p>改 定 後</p>	<p style="text-align: center;">～大曲仙北広域市町村圏組合 ケアマネジメントに関する基本方針 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 尊厳の保持に配慮し、利用者の有する能力を適切に把握した上で適切なサービスを総合的に組み合わせることで利用者ごとの自立した日常生活を実現していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 尊厳の保持…高齢者等が自らの意思に基づいた生活を継続でき、本人の自己決定を尊重する。 ・ 有する能力…アセスメントにより利用者の心身の状況、置かれている環境及び本人の希望等を適切に把握する。 ・ 適切なサービス…保険給付対象サービスの他、利用者の日常生活に関係する支援であればインフォーマルサービスとして積極的にプランに組込む。 ・ 自立した日常生活…利用者が要介護状態等になる前の生活であり、利用者ごとの個別性をケアプランに表現する。 ● 具体的な実務については下記省令及び通知に準ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号) 第十三条 ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号) 第三十条 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号) ● 地域における質の高いケアマネジメントを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正中立性の確保、中重度者や支援困難事例への適切な対応及び専門性の高い人材の配置等により、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する。 ・ 積極的に特定事業所加算を算定し経営の安定を図るとともに、当該加算取得事業所である旨を広く周知し地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。
<p>改 定 主 旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントにより実現したい自立支援を、利用者ごとの自立した日常生活と具体的に表現することで目指すべき方向を明確にした。 ・ 個別性が求められるのはサービスに限らず、利用者ごとのケアプランに対しても同様である旨を明確にした。 ・ ケアプランは利用者の日常生活全般を支援するものであるため、保険給付対象サービスのみならず、インフォーマルサービスについても積極的にプランに組込むことを明確にした(R3改定)。 ・ 特定事業所加算取得の重要性を明記した。

～ 大曲仙北広域市町村圏組合 ケアマネジメントに関する基本方針 ～

- **尊厳の保持**に配慮し、利用者の**有する能力**を適切に把握した上で**適切なサービス**を総合的に組み合わせて支援することで利用者ごとの**自立した日常生活**を実現していく。
 - ・ 尊厳の保持…高齢者等が自らの意思に基づいた生活を継続でき、本人の自己決定を尊重する。
 - ・ 有する能力…アセスメントにより利用者の心身の状況、置かれている環境及び本人の希望等を適切に把握する。
 - ・ 適切なサービス…保険給付対象サービスの他、利用者の日常生活に関係する支援であればインフォーマルサービスとして積極的にプランに組込む。
 - ・ 自立した日常生活…利用者が要介護状態等になる前の生活であり、利用者ごとの個別性をケアプランに表現する。

- **具体的な実務**については下記省令及び通知に準ずる。
 - ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号) 第十三条
 - ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号) 第三十条
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号)

- **地域における質の高いケアマネジメント**を推進する。
 - ・ 公正中立性の確保、中重度者や支援困難事例への適切な対応及び専門性の高い人材の配置等により、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する。
 - ・ 積極的に特定事業所加算を算定し経営の安定を図るとともに、当該加算取得事業所である旨を広く周知し地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

【参考】介護保険法(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。